

館長	副館長	課長	係長		主査

## トラス設置申請書

平成 年 月 日

北海道立産業共進会場 館長 様

届出者

(会社名) \_\_\_\_\_ 社印

(氏名) \_\_\_\_\_

施行責任者

(会社名) \_\_\_\_\_ 社印

(氏名) \_\_\_\_\_

安全管理者

(会社名) \_\_\_\_\_ 社印

(氏名) \_\_\_\_\_

(イベント名) \_\_\_\_\_ において使用するトラス、照明機材等の総重量等は、  
下記のとおり相違ないことを届出します。

なお、使用に当たっては別紙「組立式舞台及び照明懸架装置並びに組立式客席段差装置の設置に当たっての留意事項」を遵守します。

### 記

1. 総重量 \_\_\_\_\_ kg

2. 1交点当たりの吊り荷重 \_\_\_\_\_ kg

3. 2交点間の距離 \_\_\_\_\_ m

※ 中央集中荷重、等分布荷重、電動昇降用ウインチの最大荷重については、使用するトラス及びウインチの性能制限内であること。

※ トラス図面一式及び吊物重量積算書を添付すること

## 組立式舞台及び照明懸架装置並びに組立式客席段差装置の設置に当たっての留意事項

### 1. 使用の事前協議

主催者は組立式舞台(以下、「舞台」という。)及び照明懸架装置(以下、トラスという。)並びに組立式客席段差装置(以下、「ひな壇」という。)を使用する場合には、舞台については設置規模及び積載重量、トラスについては照明機材等の種類、吊荷重及び吊り交点数、ひな壇については設置規模をあらかじめ館側に提示し、承認を受けること。

### 2. 設置の基準

館内において舞台及びトラス並びにひな壇を設置する場合は、次の基準を守ること。

#### (1) 舞台

- ① 両サイドおよび後方に必ず1.5m以上の通路を設けるとともに、床面とに接触部をコンパネで保護すること。
- ② 支柱と横梁材との接続に当たっては、指定のボルトナットで的確に締め付けること。
- ③ 高さが1.6m以上の場合は、垂直プレス及び水平プレスを使用し、縦横の揺れが生じないようにすること。
- ④ 積載重量は、1㎡あたり200kgとし、集中荷重は絶対に避けること。

#### (2) トラス

- ① 会場の天井平土間部構造躯体にトラスを懸架する場合は、その吊り点の位置は原則として縦横鉄骨の交点部とし、交点部間の中央には絶対に懸架しないこと。
- ② トラスを懸架する場合の1交点当たりの吊り荷重は最大400kgを限度とすること。
- ③ トラスを懸架する場合は2交点間の距離は18mを限度とする。
- ④ 電動昇降用ウインチの最大荷重は、性能範囲内の荷重とすること。

#### (3) ひな壇

- ① 部材の接続に当たっては、指定されたボルトナットで確実に締め付けること。なお、ボルトナットはトラス用及びステージ用などがあるので、間違えないように注意すること。
- ② 各部材はメッキされているので、作業の安全を確保するため、素手で持たずに軍手又は革手を使用すること。
- ③ 積載重量は、1㎡あたり200以内なので、人の集中荷重を避けること。
- ④ 手すりには危険防止のためネットが張ってあるが、ひな壇の上で走り回ったり飛び跳ねたりは、絶対にしないこと。
- ⑤ ひな壇の下は、大人でも入ることができる状態なので、主催者は事故防止のため幕を張るか又は警備員を配置して安全管理を十分に行うこと。

### 3. 組立方法の遵守

舞台、トラス(「電動昇降用ウインチ」を含む)、ひな壇の組立方法及び取扱い上の注意事項は、会場備え付けの「舞台及びトラス並びにひな壇取扱いマニュアル」を遵守すること。

### 4. 安全管理の実施

- (1) 主催者は、舞台及びトラス並びにひな壇の設置に当たっては安全管理者を任命し、催事の期間中、常に細心の注意をもって点検させること。
- (2) 安全管理に係るその他の事項については、その都度、館側と協議すること。

### 5. 解体・収納の確認

主催者は舞台及びトラス並びにひな壇を解体・収納する場合は、館側職員立会のもとで確認を得て行うこと。

#### 附則

この留意事項は、平成7年6月5日から施行する。